

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校
設置者名	学校法人大原学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
商業実務専門課程	ビジネスライセンス学科	夜・通信	8単位	7単位	
文化教養専門課程	スポーツ産業学科	夜・通信	8単位	7単位	
	法律学科(2年制)	夜・通信	9単位	7単位	
	法律学科(1年制)	夜・通信	5単位	4単位	
教育社会福祉専門課程	保育学科	夜・通信	7単位	7単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページへの掲載により公表 https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校
設置者名	学校法人大原学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>(1) 授業計画書(シラバス)の作成過程 授業計画書は、年2回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定している。</p> <p>(2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期 授業計画書は、毎年上記手続きを経て授業計画書(シラバス)を改善検討し、3月に公表する。</p>				
授業計画書の公表方法	ホームページへの掲載により公表 https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/			
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>(1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。</p> <p>(2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、以下の通りとする。</p>				
	判定	評価点	成績評価	成績証明書表記
合格		90点以上～100点	秀	秀
		80点以上～90点未満	優	優
		70点以上～80点未満	良	良
		60点以上～70点未満	可	可
不合格		60点未満	不可	非表示
<p>※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や、授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われていない場合は、『不可』となる場合がある。</p>				
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>				

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(1) 成績評価における客観的な指標としてG P A (Grade Point Average)を用いる。

(2) 科目ごとの成績評価に対するG P (Grade Point)は、次の通りとする。

成績評価	G P	評価点	備考
秀	4	90 点以上～100 点	
優	3	80 点以上～90 点未満	
良	2	70 点以上～80 点未満	
可	1	60 点以上～70 点未満	
不可	0	60 点未満	
認定			対象外

(3) G P A 算定方法

(科目の単位数×当該科目で付与されたG P) の合計

$$G P A = \frac{\text{科目の単位数} \times \text{当該科目で付与されたG P の合計}}{\text{履修科目の単位数の合計}}$$

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページへの掲載により公表
<https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

(1) 卒業認定は、学科ごとに規定する修業年限以上在学し、学科ごとに定める単位以上履修することを条件とする。

学科	修業年限	単位数
ビジネスライセンス学科	2 年	62 単位
スポーツ産業学科	2 年	62 単位
法律学科(2 年制)	2 年	62 単位
法律学科(1 年制)	1 年	31 単位
保育学科	2 年	72 単位

(2) 卒業認定は、最終学年の終わりに卒業判定委員会において、上記の基準に基づいて判定し、卒業審査に合格した者について校長が行う。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ホームページへの掲載により公表
<https://www.o-hara.ac.jp/about/joho/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校
設置者名	学校法人大原学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページで公表 https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/financial-overview.pdf
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

【ビジネスライセンス学科】

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		専門課程	ビジネスライセンス学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62 単位	18 単位	131 単位	117 単位	0 単位	0 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		45 人	0 人	4 人	0 人	4 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>(1) 授業計画書(シラバス)の作成過程 授業計画書は、年2回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定する。</p> <p>(2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期 授業計画書は、毎年上記の手続きを経て、授業計画書(シラバス)を改善検討し、3月に公表する。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>(1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。</p> <p>(2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、次の通りとする。</p>

判定	評価点	成績評価	成績証明書表記
合格	90点以上～100点	秀	秀
	80点以上～90点未満	優	優
	70点以上～80点未満	良	良
	60点以上～70点未満	可	可
不合格	60点未満	不可	非表示

※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われない場合は『不可』となる場合がある。

卒業・進級の認定基準

(概要)

(1) 進級の認定は、当該学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。
(2) 卒業の認定は、修業年限以上在学し、学科の定める単位以上履修し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。

学修支援等

(概要)

クラス担任制のもと、出席状況や学習態度、理解度などについて、保護者等と連携しながら対応している。また、学生が社会で即戦力となれるように専門知識と技術の修得をさせている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数		その他
	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	
19人 (100%)	1人 (5.3%)	18人 (94.7%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)

民間企業 等

(就職指導内容)

担任教員が個別のカウンセリングから就職サポート(自己PRや志望動機の作成アドバイス、面接指導など)の個別指導を徹底している。また、内定後には入社準備教育を導入し、即戦力として活躍できるように最終仕上げを行っている。

(主な学修成果(資格・検定等))

日商簿記検定2級 ファイナンシャル・プランニング技能検定3級・2級
日商リテールマーケティング検定
医療請求事務検定1級 医療秘書実務検定1級 調剤薬局事務検定

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
52人	6人	11.5%

(中途退学の主な理由) 進路変更 6 名
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制をとり、定期的に個別面談を行うとともに、学生一人ひとりの状況変化について、常に観察し随時面接を行っている。 経済的な理由により学業継続が困難な学生に対しては、学生管理担当者が個別に面接し、日本学生支援機構の奨学金等の情報を提供している。 進路変更を希望する場合には、管理者を含めて個別面談を行い、適切な進路変更を提案している。

【スポーツ産業学科】

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	スポーツ産業学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	62 単位	86 単位	81 単位	44 単位	0 単位	0 単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		35 人	0 人	1 人	1 人	2 人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)			
(概要)			
(1) 授業計画書(シラバス)の作成過程 授業計画書は、年 2 回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定する。			
(2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期 授業計画書は、毎年上記の手続きを経て、授業計画書(シラバス)を改善検討し、3 月に公表する。			
成績評価の基準・方法			
(概要)			
(1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。			
(2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、次の通りとする。			
判定	評価点	成績評価	成績証明書表記
合格	90 点以上～100 点	秀	秀
	80 点以上～90 点未満	優	優
	70 点以上～80 点未満	良	良
	60 点以上～70 点未満	可	可
不合格	60 点未満	不可	非表示
※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われない場合は『不可』となる場合がある。			

卒業・進級の認定基準
(概要) (1) 進級の認定は、当該学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。 (2) 卒業の認定は、修業年限以上在学し、学科の定める単位以上履修し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。
学修支援等
(概要) クラス担任制のもと、出席状況や学習態度、理解度などについて、保護者等と連携しながら対応している。また、学生が社会で即戦力となれるように専門知識と技術の修得をさせている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
13人 (100%)	0人 (0%)	12人 (92.3%)	1人 (7.7%)
(主な就職、業界等) スポーツ施設 民間企業 等			
(就職指導内容) 担任教員が個別のカウンセリングから就職サポート(自己PRや志望動機の作成アドバイス、面接指導など)の個別指導を徹底している。また、内定後には入社準備教育を導入し、即戦力として活躍できるように最終仕上げを行っている。			
(主な学修成果(資格・検定等)) J A T I 認定トレーニング指導者資格 健康運動実践指導者試験 J A F A 各種インストラクター資格 等			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
39人	3人	7.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更3名		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任制をとり、定期的に個別面談を行うとともに、学生一人ひとりの状況変化について、常に観察し随時面談を行っている。 経済的な理由により学業継続が困難な学生に対しては、学生管理担当者が個別に面接し、日本学生支援機構の奨学金等の情報を提供している。 進路変更を希望する場合には、管理者を含めて個別面談を行い、適切な進路変更を提案している。		

【法律学科（2年制）】

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	法律学科(2年制)	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62単位	57単位	86単位	7単位	0単位	0単位
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		68人	0人	3人	0人	3人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

(1) 授業計画書(シラバス)の作成過程

授業計画書は、年2回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定する。

(2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期

授業計画書は、毎年上記の手続きを経て、授業計画書(シラバス)を改善検討し、3月に公表する。

成績評価の基準・方法

（概要）

(1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。

(2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、次の通りとする。

判定	評価点	成績評価	成績証明書表記
合格	90点以上～100点	秀	秀
	80点以上～90点未満	優	優
	70点以上～80点未満	良	良
	60点以上～70点未満	可	可
不合格	60点未満	不可	非表示

※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われない場合は『不可』となる場合がある。

卒業・進級の認定基準

（概要）

(1) 進級の認定は、当該学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(2) 卒業の認定は、修業年限以上在学し、学科の定める単位以上履修し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。

学修支援等

（概要）

クラス担任制のもと、出席状況や学習態度、理解度などについて、保護者等と連携しながら対応している。また、学生が社会で即戦力となれるように専門知識と技術の修得をさせている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
36人 (100%)	1人 (2.8%)	35人 (97.2%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 国家公務員（官庁職員・裁判所職員・海上保安学校 税務職員 等） 地方公務員（県庁職員・市町村職員・警察官・消防官 等） 民間企業 等			
（就職指導内容） 担任教員が個別のカウンセリングから就職サポート（自己PRや志望動機の作成アドバイス、面接指導など）の個別指導を徹底している。また、内定後には入社準備教育を導入し、即戦力として活躍できるように最終仕上げを行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 一般教養力検定 漢字検定 各種公務員採用試験 等			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
79人	4人	5.1%
（中途退学の主な理由） 進路変更4名		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任制をとり、定期的に個別面談を行うとともに、学生一人ひとりの状況変化について、常に観察し随時面接を行っている。 経済的な理由により学業継続が困難な学生に対しては、学生管理担当者が個別に面接し、日本学生支援機構の奨学金等の情報を提供している。 進路変更を希望する場合には、管理者を含めて個別面談を行い、適切な進路変更を提案している。		

【法律学科（1年制）】

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化教養		専門課程	法律学科(1年制)	—	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	31単位	22単位	57単位	4単位	0単位	0単位
学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
20人	10人	0人	1人	0人	1人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

(1) 授業計画書(シラバス)の作成過程

授業計画書は、年2回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定する。

(2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期

授業計画書は、毎年上記の手続きを経て、授業計画書(シラバス)を改善検討し、3月に公表する。

成績評価の基準・方法

（概要）

(1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。

(2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、次の通りとする。

判定	評価点	成績評価	成績証明書表記
合格	90点以上～100点	秀	秀
	80点以上～90点未満	優	優
	70点以上～80点未満	良	良
	60点以上～70点未満	可	可
不合格	60点未満	不可	非表示

※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われない場合は『不可』となる場合がある。

卒業・進級の認定基準

（概要）

(1) 進級の認定は、当該学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(2) 卒業の認定は、修業年限以上在学し、学科の定める単位以上履修し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。

学修支援等

（概要）

クラス担任制のもと、出席状況や学習態度、理解度などについて、保護者等と連携しながら対応している。また、学生が社会で即戦力となれるように専門知識と技術の修得をさせている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
12人 (100%)	0人 (0%)	12人 (100%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 国家公務員（官庁職員・裁判所職員・海上保安学校 税務職員 等） 地方公務員（県庁職員・市町村職員・警察官・消防官 等） 民間企業 等			
（就職指導内容） 担任教員が個別のカウンセリングから就職サポート（自己PRや志望動機の作成アドバイス、面接指導など）の個別指導を徹底している。また、内定後には入社準備教育を導入し、即戦力として活躍できるように最終仕上げを行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 漢字検定 各種公務員採用試験 等			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
15人	3人	20%
（中途退学の主な理由） 経済的理由2名 進路変更（公務員合格）1名		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任制をとり、定期的に個別面談を行うとともに、学生一人ひとりの状況変化について、常に観察し随時面接を行っている。 経済的な理由により学業継続が困難な学生に対しては、学生管理担当者が個別に面接し、日本学生支援機構の奨学金等の情報を提供している。 進路変更を希望する場合には、管理者を含めて個別面談を行い、適切な進路変更を提案している。		

【保育学科】

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
教育社会福祉	専門課程	保育学科	○	—			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	72単位	44単位	55単位	14単位	0単位	1単位
学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
60人	23人	0人	2人	17人	19人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）			
（概要） (1) 授業計画書(シラバス)の作成過程 授業計画書は、年2回実施される教育課程編成委員会において、現行授業科目の見直しや授業方法の改善、カリキュラム改善のためのご提案を頂き、校長を含めた教務責任者、現場教員により改善検討を行い決定する。 (2) 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期 授業計画書は、毎年上記の手続きを経て、授業計画書(シラバス)を改善検討し、3月に公表する。			
成績評価の基準・方法			
（概要） (1) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。 (2) 学業成績の判定及び成績証明書の表記は、次の通りとする。			
	判定	評価点	成績評価
合格		90点以上～100点	秀
		80点以上～90点未満	優
		70点以上～80点未満	良
		60点以上～70点未満	可
不合格		60点未満	不可
成績証明書表記			
秀			
優			
良			
可			
非表示			
※当該授業科目ごとに定める出席日数を満たしていない場合や授業内に行う効果測定、課題等の提出が行われない場合は『不可』となる場合がある。			
卒業・進級の認定基準			
（概要） (1) 進級の認定は、当該学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。 (2) 卒業の認定は、修業年限以上在学し、学科の定める単位以上履修し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。			
学修支援等			
（概要） クラス担任制のもと、出席状況や学習態度、理解度などについて、保護者等と連携しながら対応している。また、学生が社会で即戦力となるように専門知識と技術の修得をさせている。			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
7人 (100%)	6人 (85.7%)	0人 (0%)	1人 (14.3%)
（主な就職、業界等） 保育園 幼稚園 認定こども園 民間企業 等			
（就職指導内容） 担任教員が個別のカウンセリングから就職サポート(自己PRや志望動機の作成アドバイス、面接指導など)の個別指導を徹底している。また、内定後には入社準備教育			

を導入し、即戦力として活躍できるように最終仕上げを行っている。
(主な学修成果 (資格・検定等)) 保育士資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
18人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <p>クラス担任制をとり、定期的に個別面談を行うとともに、学生一人ひとりの状況変化について、常に観察し随時面接を行っている。</p> <p>経済的な理由により学業継続が困難な学生に対しては、学生管理担当者が個別に面接し、日本学生支援機構の奨学金等の情報を提供している。</p> <p>進路変更を希望する場合には、管理者を含めて個別面談を行い、適切な進路変更を提案している。</p>		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
ビジネスライセンス学科	200,000 円	680,000 円	220,000 円	
スポーツ産業学科	200,000 円	700,000 円	280,000 円	
法律学科(2年制)	200,000 円	680,000 円	220,000 円	
法律学科(1年制)	200,000 円	680,000 円	220,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>(1) 学校関係者評価委員会の構成 学校関係者には、専攻する分野に関する企業の方を中心に構成している。</p> <p>(2) 評価委員会での評価項目 学校の職員が行う自己点検評価(基準1:教育理念・目的・育成人材像から基準10:社会貢献・地域貢献)を報告し、その中で当校が課題としている内容について、各委員または企業として取り組んでいる内容等に基づくアドバイスを受ける。</p> <p>(3) 学校運営の改善等への活用 学校関係者の当校に対する理解と連携協力を促し、改善等に役立てている。 具体的には次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害や感染症予防について、昨今の全国的な大雨等の自然災害が多発していることに鑑み、重要となる点を伺い改善に努めた。 ・ 退学者の低減に向けて意見を伺い改善に努めた。 <p>具体的には、指導する側が平素より個々の学生とのコミュニケーションを充分に取り、学習意欲や興味関心を適切に把握すること、学生の自立心を育てるために個別指導を徹底し、結果として退学者の低減に繋がった。</p>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
青山商事株式会社 姫路駅南本店店長	2026年4月1日～ 2028年3月31日	企業等委員
医療法人公仁会 姫路中央病院 事務部長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	企業等委員
学校法人五字ヶ丘学園 幼稚園副園長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	企業等委員
株式会社 サップス	2025年4月1日～ 2027年3月31日	企業等委員
株式会社 オーティエス 取締役会長	2025年4月1日～ 2027年3月31日	企業等委員

第三者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/
(備考)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/himeji/about/
--

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校
設置者名	学校法人大原学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 URL: https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/pdf/officer_list.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	司法書士事務所 所長	2025.5.29～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時評議員会 の終結の時ま で	法人運営における 法務的な検証、管理
非常勤	Web デザイン・システム 開発・印刷関連企業 代表取締役	2025.5.29～4 年以内に終了 する会計年度 のうち最終の ものに関する 定時評議員会 の終結の時ま で	学生募集、教材開発 への助言
(備考)			

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H128310000762
学校名 (〇〇大学 等)	大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人大原学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		79人 (15) 人	74人 (12) 人	153人 (27) 人
内 訳	第Ⅰ区分	29人	28人	
	(うち多子世帯)	(9人)	(5人)	
	第Ⅱ区分	10人	12人	
	(うち多子世帯)	(3人)	(7人)	
	第Ⅲ区分	5人	0人	
	(うち多子世帯)	(3人)	(0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	16人	14人	
区分外 (多子世帯)	19人	20人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				2人 (0) 人
合計 (年間)				155人 (27) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	1人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	1人
計	人	1人	1人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	後半期	0人
		0人	0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	16人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	3人	1人
計	人	3人	17人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。